

処遇改善加算についての取り組み

1. 介護職員等処遇改善加算を取得するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定している事
- ② 職場環境について、(入職促進に向けた取組)(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)(両立支援・多様な働き方の推進)(腰痛を含む心身の健康管理)(生産性向上のための業務改善の取組)(やりがい・働きがいの醸成)の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいる事
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

2. 見える化とは

介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて、外部から見えるよう公表することとされています。

公表内容① 処遇改善に関する加算算定の状況

介護職員等特定処遇改善加算を含めた処遇改善加算の算定について

- ② 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

3. 処遇改善加算算定状況

事業所	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ホームヘルプサービス HACCC 石山	処遇改善加算Ⅰ	算定
小規模多機能居宅介護 HACCC 石山	処遇改善加算Ⅰ	算定

4. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

職場環境について、(入職促進に向けた取組)(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)(両立支援・多様な働き方の推進)(腰痛を含む心身の健康管理)(生産性向上のための業務改善の取組)(やりがい・働きがいの醸成)の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいる事

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	<p>経営理念三信訓・HACCCの誓いを毎朝唱和し支援に入る。その実現に向けて目標・計画を設定し毎月の面談でフォローアップ。</p> <p>年齢問わず、主婦層、未経験者やブランクのある方の採用も行い育成を行っている。</p>

<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<p>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p>	<p>キャリアアップ制度に基づき 毎月の面談・人事考課を実施、介護職員の認知症実践者研修等・その他研修費等の補助、勤務シフトの考慮し職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。</p>
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p>	<p>子育て中の職員等 可能な限り希望に応じシフトを考慮</p> <p>毎月の定期面談やメンタルヘルスの外部相談窓口等の案内・ストレスチェック実施を奨励各々の</p> <p>働き方を尊重しつつ正規職員への転換も行っている。</p>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>	<p>入浴支援介護ロボット導入で介護職員の身体的負担を軽減及び業務効率化。</p> <p>事故・ヒヤリハット対応マニュアルを作成し迅速に対策を講じる体制づくり。</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<p>介護ソフト・インカムの導入、チャットツール活用による情報共有による作業効率化、記録の電子化による業務の効率化を図っている。</p> <p>業務改善委員会を設置しケアの質の向上及び生産性向上の為の業務改善を図っている。</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p>	<p>朝礼や申し送り・月1回の全体会議での情報共有、フロアミーティングの実施、各自目標設定を行いその目標に向けた計画の実施、毎月面談を実施し業務への気づきや取り組みを社内で共有し改善を図る。</p>